

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日)

規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年六月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年二月鳥取県規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表の一の項の農業近代化資金の種類欄中「温室」を「農作物育成管理用施設」に改め、同表の三の項の農業近代化資金の種類欄中「又はホップ」を「、ホップ又は桑」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年六月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十一号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別表一の一の項の(1)を次のように改める。

目 次

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

健康保険法による保険医療機関及び保険薬局の指定

家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施

土地の公用廃止

新規土地改良事業の施行の認可

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良区の役員の就退任

廃川敷地の発生

選 挙 告 示

参議院鳥取県選出議員選挙においてポスターを掲示することができる日

昭和二十五年五月鳥取県選挙管理委員会告示第九号の一部改正

昭和三十五年十月鳥取県選挙管理委員会告示第三十二号の一部改正

昭和三十八年十一月鳥取県選挙管理委員会告示第四十五号の一部改正

風俗営業等取締法による聴聞会の開催

〃

公 安 告 示

〃

正 誤

昭和四十年六月一日付け鳥取県人事委員会規則第二十号中訂正

川 鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十六号)第四条第一項の規定に基づく手数料

附則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年六月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十二号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表一中第三百三十三号の二を第三百三十三号の四とし、第三百三十三号の次に次の二号を加える。

名 称	所 在 地	診療科名	開設者氏名
綾産婦人科医院	鳥取市川外大工町	産婦人科	綾 延明
吉田一陽堂駅前薬局	" 東品治町		吉田 太一
平井薬局駅前店	" 今町		平井 義人
浅井薬局	" 新鑄物師町		浅井 とき
谷口薬局有限公司	倉吉市瀬崎町		谷口 明春
進藤泰祥堂薬局	" 東岩倉町		進藤 花子
上林薬局	東伯郡赤碓町		上林貞太郎
池本薬局	" "		池本 四郎
三代歯科医院	北条町	歯科	三代 一雄

百三十三の二 毒物劇物販売業登録票書換え交付手数料 百円
百三十三の三 毒物劇物販売業登録票再交付手数料 二百円

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三百七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十年六月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日 採用点数表
昭和四十年五月十二日 甲表点数表

六月一日 歯科点数表

東葉局

米子市彦名町

東 恂子

鳥取県告示第三百八号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、結核病検査、ブルセラ病検査、ピロプラズマ病検査、流行性脳炎予防注射、豚丹毒予防注射及びびだに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び豚の所有者に対して検査、注射及び駆除を受けることを命ずる。

昭和四十年六月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、ピロプラズマ病、豚流行性脳炎及び豚丹毒予防のため

び豚丹毒予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核病検査及びブルセラ病検査

牛 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの、分べん前一月以内のもの及び分べん後十日以内のものを除く。

ピロプラズマ病検査及びびだに駆除

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

流行性脳炎予防注射

繁殖用牝豚

豚丹毒予防注射

〃

豚。ただし、生後五十日以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射及び駆除の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応

ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集及び試験管凝集法

ピロプラズマ病検査……血液塗抹検査

流行性脳炎予防注射……流行性脳炎予防液皮下注射

豚丹毒予防注射……豚丹毒予防液皮下注射

だに駆除……BHC散布

別表 豚流行性脳炎予防注射

一 実施の期日 実施の区域 実施の場所

六月十日 六月十三日 倉吉市 社、灘手養豚場巡回

〃 十一日 〃 十四日 大栄町 由良、大誠、栄

〃 十二日 〃 十五日 倉吉市 北谷、高城、小鴨

〃 十四日 〃 十七日 北条町 倉吉市 下北条、上北条

〃 十五日 〃 十八日 関金町 関金

〃 十六日 〃 十九日 赤碕町 赤碕

〃 十七日 〃 二十日 東郷町 羽合町 舍人、長瀬

〃 十二日 〃 二十一日 淀江町 大山町 淀江町、大山町

〃 十五日 〃 二十二日 名和町 中山町 名和町、中山町

結核病検査及びブルセラ病検査

実施期次	実施期日	実施区域	実施場所
一	六月十日	名和町	新高田検診場
二	六月十一日	中山町	二本松
	六月十二日	大山町	中楨原
	六月十四日	〃	一ノ谷
	六月十五日	〃	本宮
	六月十八日	大山町	下楨原
豚丹毒予防注射			
実施期日	実施区域	実施場所	
六月十日	倉吉市	社、灘手養豚場巡回	
六月十一日	大栄町	由良、大誠、栄	
六月十二日	倉吉市	倉吉、北谷、高城、小鴨、北条町	
六月十四日	関金町、赤碕町	関金、赤碕	
〃	東郷町、羽合町	舍人、長瀬	
ピロプラズマ病検査及びだに駆除			
実施期日	実施区域	実施場所	
六月十日	中山町	高橋、萩原検診場	
〃	〃	二本松	
〃	十二日	名和町	新渡道、陣構
〃	十四日	〃	楽仙、新高田、新渡道
〃	十五日	大山町	香取
〃	十六日	中山町	林ヶ峰、高橋

〃	十七日	〃	萩原
〃	十八日	名和町	新渡道
〃	十九日	〃	陣構
〃	二十一日	〃	新高田
〃	二十二日	〃	〃
〃	十日	日南町	上花口、下花口、大原
〃	十一日	〃	洞、元庄屋、東の原
〃	十二日	〃	原、無坂、立岩
〃	十四日	〃	熊鈴、佐木谷、福万来
〃	十五日	〃	笠木、茶屋、小濁
〃	十六日	〃	福塚、神戸、中野
〃	十七日	〃	上坂、豊坂、井原
〃	十八日	〃	谷川、宗金、野田
〃	十九日	〃	中津合、中原、本山
〃	二十一日	〃	折渡、印賀、営谷
〃	二十二日	〃	上阿毘縁、大菅、戸波
〃	二十三日	〃	新山、新屋、萩原
〃	二十四日	〃	下萩、滑、多里
〃	二十五日	〃	河上、宮内、矢戸
〃	二十八日	〃	三栄、丸山、霞
〃	十六日	江府町	栗尾
〃	十八日	〃	御机
〃	二十一日	〃	美用
〃	二十三日	〃	小原

二十五日 下蚊屋、笠良原”
 ” ” ”
 二十八日 大河原”

鳥取県告示第三百九号

次の土地は、昭和四十年五月二十七日から公用を廃止した。

昭和四十年六月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地目 面積

鳥取市吉成字西分木 三五九次一
 三六二次二地先 水路敷 二九〇坪一合五勺

鳥取県告示第三百十号

次の土地は、昭和四十年五月二十七日から公用を廃止した。

昭和四十年六月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地目 面積 積 摘 要

鳥取市大杖字八反田 水路敷 二一〇坪二合六勺 所管換による

鳥取田 ” 三六一坪二合六勺 ”

四反田 ” 七坪 ”

吉方 律領免 ” 一七坪四合二勺 ”

開地 ” 水路敷 四九坪九合三勺 ”

吉成 稲石 ” 堤塘敷 一六坪六合二勺 ”

新 上小樋井 ” 水路敷 八四坪二合九勺 ”

稻石 道路敷 五二坪六合九勺 ”
 ” ” ”
 大石橋 ” 一八六坪二合七勺 ”

鳥取県告示第三百十一号

上北条土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(区画整理)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十年六月四日認可したので、同法第四十八条第八項の規定により告示する。

昭和四十年六月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、豊田井手土地改良区の設定の変更に昭和四十年五月二十九日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十年六月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十五項の規定に基づき、次の土地改良区からそれぞれ役員が退任し、就任し、又は住所変更した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十年六月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

勝谷土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 田中 修 気高郡鹿野町大字岡木

清水俊太郎

高田 安丈

石田 音松 大字乙亥正

佐々木清一

徳岡 嘉一 大字岡木

谷口 武夫

谷口 勝次

山下 龍治

井上 泰 大字中園

飯田 長三

石井 重雄 大字岡木

谷川 文治

山下 五雄

監事 徳岡 米治

高木菊太郎 大字中園

飯田 茂

任期満了により退任

就任した役員の名及び住所

理事 田中 修 気高郡鹿野町大字岡木四九一

清水俊太郎 一三三

高田 安丈 八〇

石田 音松 大字乙亥正二五一

佐々木清一 二五〇

徳岡 嘉一 大字岡木五六

谷口 武夫 五三

谷口 勝次 四三二ノ二

山下 龍治 五七〇ノ二

井上 泰 大字中園三三

飯田 長三 一八四

石井 重雄 大字岡木一〇一

山下 五雄 九六

徳岡 春雄 四九

監事 徳岡 米治 八三

高木菊太郎 五四八

飯田 茂 大字中園一八三

昭和四十年三月三十一日総会において総選挙の結果当選し、四月八日就任 任期二年

新開土地改良区

退任した役員の名及び住所

監事 谷本 良蔵 東伯郡北条町大字江北

磯江 義正

任期満了により退任

就任した役員の名及び住所

監事 谷本 良蔵 東伯郡北条町大字江北二五七二

磯江 義正 一六八六

昭和四十年三月二十日総会において総選挙の結果当選し、四月一日就任

任期二年

大井手土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 小畑馬次郎 八頭郡河原町袋河原

秋山 勝治 鳥取市円通寺

片山 律寿 長谷

加藤 重蔵 倭文

中西 秀男 竹生

三田 吉之 上味野

森本 寿美 朝月

田中 柳八 服部

児玉 正雄 葛蒲

西根 寿広 古海

前田 義夫 安長

徳田 豊蔵 南隈

田村 政信 南隈

平木 恒次 晩稻

山田 直徳 西品治

奥村 秀治 湖山町

杉田 光好 湖山町

浜部徳五郎 賀露町

藤原 俊治 下味野

山本 哲雄 葛蒲

森下友五郎 晩稻

奥田 平次 賀露町

任期満了により退任

就任した役員の名及び住所

理事 岸本郁太郎 八頭郡河原町長瀬三一の二

秋山 勝治 鳥取市円通寺二七七ノ一

片山 律寿 長谷(九九)

加藤 重蔵 倭文四一二ノ四

三田 吉之 上味野八三

池沢 潔 下味野三一二ノ一

前田 繁好 一一六ノ一

前田 光春 野寺五一

中井 清治 葛蒲二八八

本荘 幸延 古海一一〇

田村 幹市 八〇〇

森本 茂信 安長五一九

前田 恵 徳吉一八二

坂本栄太郎 秋里八六七

山田 直徳 西品治五四九

奥村 秀治 湖山町五九七

山根 幸一 一五八一

竹中 源蔵 布勢四三一

浜部徳五郎 賀露町八六六

近藤 国蔵 八頭郡河原町布袋三三二ノ一

中村 寿治 鳥取市倭文三六〇
 牧野千代蔵 " 西品治二五一
 奥田 平次 " 賀露町八四六

昭和四十年三月三十一日総代会において総選挙の結果当選し四月一日就任 任期二年

羽合砂丘土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 足立 積 東伯郡羽合町大字長瀬
 岡本 治郎 "
 神崎 治郎 "
 石見 和信 "
 梅田 政春 "
 浜本松太郎 "
 浜田 正明 "
 村口 春高 "
 荒石 安司 "
 西崎善太郎 "
 岩本 留治 大字橋津
 松原 芳雄 "
 国田 一夫 "
 杉本栄四郎 "
 角田 勲 大字赤池
 河原 恵 大字水下
 松井 正義 大字橋津

昭和四十年三月十日第一回設立総代会が開催されたため
 就任した役員の氏名及び住所

理事 磯江 正一 東伯郡羽合町大字久留二ノ四
 石川 義孝 大字長瀬一〇三四
 戸崎 薫 大字水下一四七
 神崎 昭文 大字長瀬九六八
 神崎 治郎 一〇二五
 高田 孝一 二〇三九
 村口 春高 一六七一
 植原 正隆 一二二一
 梅田 政春 一一四〇
 秋草 鉄雄 一二八四
 富田 勝男 大字橋津八六
 国田 一夫 一四七
 岩本 留治 五三二
 倉本 幸吉 大字光吉二三四
 道家 務 大字下浅津一五二
 秋田 義治 大字久留六三
 西崎善太郎 一六二
 杉本栄四郎 大字橋津四〇
 椿 徳 大字田後六九四

昭和四十年三月十日第一回総代会において総選挙の結果当選し、同日就任 任期四年

日置村早牛土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 塩 貞夫 気高郡青谷町大字早牛

田中 嘉孝

土橋 多蔵

橋本 幸一

土橋 正実

監事 小川 昌幸

伊藤 正義

任期満了により退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 塩 貞夫 気高郡青谷町大字早牛一八四ノ一

田中 嘉孝 一八四ノ一

土橋 正実 三三二

原田 亘 二一〇

山本 成美 三三九

監事 小川 昌幸 二三四

伊藤 正義 三三三ノ二

昭和四十年一月十八日総会において総選挙の結果当選し三月十四日就任
任期二年

大鴨土地改良区

変更した役員の氏名及び住所

変更前

理事 山本 寿雄 倉吉市鴨河内二五二〇番一地

森石 栄一 中河原五八〇番地

藤井 信雄 岡田三〇六番地

監事 石田 春光 上古川二〇九番地

増田 高徳 生田四七七番地

変更後

理事 山本 寿雄 倉吉市鴨河内二五二〇番地一

森石 栄一 小鴨五八〇番三地

藤井 信雄 西倉吉町一六一番一地

監事 石田 春光 上古川二九〇番地

増田 高徳 丸山町四七七番一地

北条土地改良区

変更した役員の氏名及び住所

変更前

理事 井上 久平 東伯郡北条町大字国坂五二一ノ一

井中 正男 大栄町大字六尾六二四

変更後

理事 井上 久平 東伯郡北条町大字国坂五二二

井中 正男 大栄町大字六尾三二四

蚊屋井手土地改良区

変更した役員の氏名及び住所

変更前

理事 船川 政雄 西伯郡伯仙町河岡六〇九

変更後

理事 船川 政雄 西伯郡伯仙町河岡六〇九ノ四

鳥取県告示第三百十四号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により次のように告示する。

昭和四十年六月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 河川の名称 見槻川

二 廃川敷地が生じた年月 昭和十年三月

三 廃川敷地の位置

八頭郡船岡町大字見槻中字下河原八七番地先から

九〇の六番地先まで

四 廃川敷地の種類及数量

河川区域内の土地 五〇四、二九平方メートル

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号

昭和四十年七月四日執行予定の参議院鳥取県選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百四十四条の二第四項の規定により、ポスターを掲示することができる日を昭和四十年六月十日と定める。

昭和四十年六月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治

鳥取県選挙管理委員会告示第十七号

昭和二十五年五月鳥取県選挙管理委員会告示第九号（不在者投票管理者をおくことのできる病院の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十年六月四日から施行する。

昭和四十年六月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治

「倉吉市越殿町一、四〇八番地」を「倉吉市下田中三四三番地」に、
「日野郡根雨町大字根雨七三〇番地」を「日野郡日野町大字根雨七三〇番地」に改める。

鳥取県選挙管理委員会告示第十八号

昭和三十五年十月鳥取県選挙管理委員会告示第三十二号（不在者投票管理者をおくことのできる病院の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十年六月四日から施行する。

昭和四十年六月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治

「北岡病院」を「医療法人里仁会北岡病院」に改める。

鳥取県選挙管理委員会告示第十九号

昭和三十八年十一月鳥取県選挙管理委員会告示第四十五号（不在者投票管理者をおくことのできる病院及び老人ホームの指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十年六月四日から施行する。

昭和四十年六月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治

「鳥取県母来寮」を「鳥取県立母来寮」に、「鳥取市敬生寮 鳥取市丸山町二九四番地」を「鳥取市立敬生寮 鳥取市湖山町二、八四〇番地の四」に、「倉吉市養老院」を「倉吉市立八幡寮」に改める。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十五号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞会を開催するので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十年六月四日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 関係者の本籍、住居及び氏名

(一) 本籍 長崎県南高来郡小浜町大字飛子三〇七六番地

住居 米子市皆生一九八四番地ノ二

奥 村 恵 美 子

(二) 本籍 島根県八束郡美保関町大字雲津一四一番地

住居 境港市栄町一六九番地

石 倉 敏 子

二 聴聞の期日

昭和四十年六月十六日午前十一時から

三 聴聞の場所

米子市糺町 米子警察署

鳥取県公安委員会告示第十六号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞会を開催するので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十年六月四日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 関係者の本籍、住居及び氏名

(一) 本籍 鳥取市瓦町二五番地

住居 鳥取市瓦町二五番地

森 田 美 代 子

(二) 本籍 倉吉市巖城七五八番地

住居 倉吉市堺町二丁目三二九番地

駒 井 菊 野

二 聴聞の期日

昭和四十年六月二十四日午後一時から

三 聴聞の場所

鳥取市吉方 鳥取警察署

正 誤

昭和四十年六月一日付け鳥取県人事委員会規則第二十号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

二 下 終りから一

「建築技術主任
土木技術主任
登記主任」

「建築技術主任
土木技術主任
用地登記主任」